

平成20年7月22日調整
平成21年3月31日修正
平成22年1月20日修正
令和3年4月1日修正

開発行為に伴う道路の寄附受領に関する事務取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第39条及び第40条の規定に基づき、開発行為により設置された道路の寄附受領と管理に関する事務の取扱について必要な事項を定めることにより、寄附受領後の維持管理を円滑にすることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為とは、法第4条第12項に規定する行為をいう。
- (2) 公共施設とは、法第4条第14項に規定する公共の用に供する施設をいう。
- (3) 交通安全施設とは、開発行為により新たに設置された道路反射鏡、ガードレール、転落防護柵、デリネーター、街路灯（防犯灯を含む。）等をいう。
- (4) 公道とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路のうち一般国道、都道及び市道をいう。
- (5) 道路とは、開発区域内の道路をいう。

(道路の寄附受領と管理)

第3条 市が寄附を受けて管理する道路は、次の各号に掲げるものに限る。

- (1) 起終点がともに公道に接続する道路であるもの。
- (2) 開発区域内に新たに設置された市の管理する公共施設と接続するもの。
- (3) その他、市長が特に認めるもの。

2 道路は、前項に適合するほか、次の各号に掲げる条件を備えていなければならない。ただし、市長が防災上又は住環境の整備若しくは地域振興上必要と認めるときは、この限りではない。

- (1) 当該道路の交通安全施設は、市に寄付することができること。
- (2) 道路境界が明確になっていること。
- (3) 道路勾配が原則として9%以下であること。
- (4) あきる野市宅地開発等指導要綱第14条の規定を満たす構造であること。
- (5) 寄附受領する道路内に建柱されていないこと。
- (6) 施工の状況が良好であること。
- (7) 所有権以外の権利設定がされていないこと。

(後退用地の取扱)

第4条 開発行為に伴い市道に接する部分の後退用地を市が寄附を受けて管理するには、次の各号に定める要件を備えていること。

- (1) 後退用地及び付属する交通安全施設を市に無償譲渡できること。
- (2) 用地の境界が、明確になっていること。
- (3) 原則として道路構造令に基づく舗装がしてあり良好であること。
- (4) 後退用地の状況により路面排水施設が整備されていること。
- (5) 所有権以外の権利設定がされていないこと。
- (6) その他市長が特に必要と認める事項。

(寄附申請の手続き等と提出図書)

第5条 道路等の市への寄附申請の手続きは、あきる野市が行う開発行為の完了検査後速やかに行うこと。また、その提出書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) あきる野市宅地開発等指導要綱施行細則による公共施設寄付申込書(様式第13号)
- (2) 添付図書

案内図、公図、公共施設竣工図、地積測量図、土地境界図、登記事項証明書、登記原因証明情報兼登記承諾書、印鑑証明書、防犯灯台帳、道路反射鏡台帳

(境界標及び管理シール)

第6条 開発行為における道路の境界へ設置する市境界標及び安全施設へ設置する市管理シールは、事業者負担において設置するものとする。なお、境界標の種類については、市が指定するものとする。

附則

- 1 この事務取扱基準は令和3年10月1日以降に開発相談を受けたものから適用する。